

## 第2回 台東区区民憲章策定区民会議 班別会議

### 第2班 議事概要

日時：平成17年10月28日（金） 19:00～21:00

場所：台東区役所 603 会議室

#### 1. 台東区・区民のイメージの共有・抽出・整理

- ・ 台東区に対するイメージは、空間的な横軸の広がり、時間的な縦軸の広がりがあるので、人によって異なる。また、区民についても、在住者だけなのか、在勤者を含むのかなど、そのイメージを出し合いたい。

<ブレインストーミングとして、各自のイメージを3つずつ、紙に記入>

##### 台東区のイメージ

優しさのある区、祭りバカ、浅草寺、下町、上野、伝統文化、桜  
他人を受け入れる温かさのある区、隅田川と上野の山に挟まれた所、隅田川、文化（新旧文化の混在地）、桜の花、昔のある町、人情下町  
日本人の良さを現在に残している区、みんなで楽しみ仲良しばかり、人情・世話づき、近所づきあいが密、文化的な施設、人情のある所、上野公園

##### 区民のイメージ

台東区を自分の区だと思っている人々、小さな親切大きなお節介のできる人の世間、自分らしさ・個性、人情味、台東区内に勤務する人、お節介やき、おじいちゃん・おばあちゃん  
台東区を愛している人々、台東区が好きな人々、下町が気に入っている（自慢）、誇り高い、日常生活（食・住）をする人、昔らしさが好き、和服が似合う  
台東区にいと幸せな気分になる人々、下町人情のある人たち、仕事熱心（仕事好き）、反面の山の手に対する劣等感、台東区内でわずかな時間でも過ごす人、助け合える事が好き、お節介（いい意味）

<これらを踏まえ、台東区のイメージを各自列挙し、KJ法により、分類・整理>

KJ法による分類・整理の結果については「台東区イメージマップ」として別紙に整理。

<次に、台東区イメージマップに、区民のイメージを各自3枚ずつ記入し、追加。>

#### 2. 台東区・区民のイメージの選別

<台東区イメージマップをキーワードで表現し、「これだけははずせない」ものを議論>

<主な意見>

- ・ 下町の人情、文化・芸術、（外国人を含め）観光客を迎え入れる心、粋、森と緑と水。
- ・ 抽象的であるが、人情、下町の風俗や風習などは壊したくない。未来につなげたい。
- ・ 「平和」や「豊か」などは、人類全体の願望であるので特に残す必要はない。
- ・ 基本構想の「にぎわい いきいき したまち台東」の標語はよい。ただ、これで抜けているのは産業というイメージである。観光だけではなく、産業をもり立てていく視点が大事。  
合羽橋やアメ横を1つのカテゴリーとしてまとめることとする。
- ・ 地元の会合などでも二代目、三代目は多いが、新しい産業が育っていないような印象も受けている。「新しいものを創る」ということも必要である。伝統文化に頼った仕事だけでは限界であるのではないか。

### 3. 三輪副会長よりアドバイス等（メンバーとの質疑応答を主として）

#### 今後の議論の視点について

- ・ これまでの例をみえてくると、議論の最初の段階で何を「区民」と定義するかが後々の議論や実践段階の活動をスムーズにする上で非常に重要である。特に都市部の市民憲章では、**既に住んでいる人**と**新たに移り住んだ人**とのギャップをどうしていくのが非常に重要である。
- ・ 「区民」という定義を杓子定規で創ってしまうと、「あなた達だけでどうぞ」というものになってしまう。今回の議論では、「区民」について最初から真正面から取り組んでいるのでとてもよいと思う。しっかりとコンセンサスをつくってほしい。
- ・ KJ法で「可視的」「不可視的」という分類があったが、他の視点としては、どうして個性豊かな地域や伝統文化が台東区に育ったのかという「どうして」を考えていくとよい。ここに一步踏み込んでみると納得できる文言が出てくるのではないかと思う。
- ・ 区民憲章は基本構想や基本計画のように網羅性は求められていない。区民憲章の役割は例えば、「在住者や区に関わっている人が、区民憲章にふれたことで気持ちよく生きていける、前向きになる助けになる」ということで十分すぎる役割があるのではないか。

#### 区民憲章の策定過程・普及推進過程での取り組みについて

- ・ 市民憲章の普及・推進で一番大事なことは、最初に始めようとした人たちが、単なるお飾りという認識ではなく、推進活動を続けていくことである。市民憲章は市民参加で策定しても大多数の市民には認識もされていないのが普通である。策定当時のメンバーがこの世を去った後に普及すればよいというくらいの気持ちで焦らず取り組むのがよい。
- ・ 最終的に区民会議のメンバーだけで判断するのが難しいようであるが、複数案をパブリックコメントにかけ、決断するという手法もよい。いずれにしても、途中経過をなるべく広く情報公開していくことが重要である。例えば、「区民」という定義が固まったのであれば、その時点でウェブサイトなどを活用して一般に公開した方がよい。最終段階で初めて意見を請うという方法は一般区民がとまどってしまい、失敗しやすい。

#### 自治基本条例との差について

- ・ 区民憲章と自治基本条例との差はいくつかあげられる。例えば、条例は区のエリアであれば、区外の人に対しても拘束力を持つものとなる。放置自転車対策税の取り組みなどがそうである。一方、区民憲章はそういった拘束力はないため、「区民憲章をつかって何をしていきたいのか」を明確に考えた方がよい。

### 4. その他（スケジュール等）

- ・ 次回は11月14日（月）に開催することとし、基本的には「区民」について議論する。
- ・ ただし、他の班の進捗状況などを踏まえながら、最終的には会長と副会長、事務局で協議をして設定していく。